

受付 番号	種目番号 —	連絡先	担当 地域振興課 地域活動係 ふりがな あおき たくみ 担当者名 青木 拓海 電 話 866-8415
----------	-----------	-----	---

設 計 書

1 件 名 東戸塚地区センター体育室折畳式バスケットゴール更新委託

2 履 行 場 所 東戸塚地区センター（戸塚区川上町4-4）

3 履 行 期 間 期間
又 は 期 限 期限 契約締結の日から90日以内

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 作業中は利用者に注意すること。

また、作業は原則施設休館日の昼間に行うこと。

6 現 場 説 明 不要

要

7 業 務 概 要 東戸塚地区センター体育室に設置されているバスケットゴール1対（2基）

の撤去及び取り付けを行う。

詳細は、別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び特別地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

修 繕 代 金 額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

仕 様 書

1 名称

東戸塚地区センター体育室折畳式バスケットゴール更新委託

2 委託概要

東戸塚地区センター体育室に設置されているバスケットゴール1対（2基）の撤去及び取り付けを行う。

3 履行場所

東戸塚地区センター（戸塚区川上町4-4）

4 履行期限

契約決定日から90日以内

5 作業内容

- (1) 既設のバスケットゴール（1対）を撤去し、新規バスケットゴール（1対）の設置を行うこと。

撤去新設は同時に行うものとし、作業開始日については、契約決定業者と戸塚区地域振興課が事前に協議し決定すること。

なお、作業は原則として施設休館日の昼間に行うものとする。

- (2) 施工にあたり、工事車両の台数、作業人員、機材等の搬入・搬出方法などの作業に係る工程を提示すること。
- (3) 取付後は動作確認を行い、異常のないことを確認すること。
- (4) 取り外した既存機器等、業務上生じる廃棄物については、契約決定業者が持ち帰り、適法に処分すること。
- (5) 実施後は、施工箇所や廃棄物の撤去を含む施工状況が確認できる写真等を添付した報告書を履行期限内に提出すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約決定業者と戸塚区地域振興課が協議し、決定すること。
- (2) 作業中は、一般の利用者に十分注意すること。
- (3) 業務履行にあたり、労働安全衛生法等の関連法規に基づき安全に作業を行うこと。
- (4) 汚損、破損を防止するため、必要に応じて施設の床や壁に養生を行うなど、作業にあたっては、十分注意すること。
- (5) バスケット装置は、設計書に定める品番の同等品を可とするが、（公財）日本バスケットボール協会装置検定品とする
- (6) 契約決定業者の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、契約決定業者の負担において直ちに補償すること。

【現況写真】（令和5年2月現在）



